

# 長崎県合同輸血療法委員会設置要綱

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は、「長崎県合同輸血療法委員会」と称する。

### (構成)

第2条 本会は、次に掲げる者によって構成する。

- (1) 長崎県内医療機関の輸血療法委員会構成員(輸血責任医師及び輸血業務担当者等)
- (2) 長崎県赤十字血液センター職員
- (3) 長崎県及び市町村の血液行政担当者
- (4) その他必要と認められる者

### (役員)

第3条 本会役員として、代表世話人、世話人及び顧問を置く。

2 世話人は、次に掲げる者、若干名とする。

- (1) 長崎県内主要医療機関の輸血療法委員会委員長、輸血責任医師及び輸血業務担当者
- (2) 長崎県赤十字血液センター所長及び担当職員
- (3) 長崎県福祉保健部薬務行政室長
- (4) その他必要と認められる者

3 代表世話人は、世話人の互選により定め、会を代表し、必要に応じ会議を招集し、議長となる。

4 顧問は、本会の運営に必要な助言を得るため、世話人の推薦により定める。

5 代表世話人、世話人及び顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第4条 本会は、長崎県内における適正かつ安全な輸血療法の向上を目指すものとする。

なお、目的達成のための詳細については、実施要領として別途定める。

### (事業)

第5条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 世話人及び顧問による世話人会の開催
- (2) 長崎県合同輸血療法委員会の開催
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 運営等

### (運営)

第6条 本会の運営は、世話人会により決定する。

### (会の開催)

第7条 世話人会は、年1回以上開催する。

第8条 長崎県合同輸血療法委員会は、年1回以上開催する。

第9条 代表世話人は、第2条に定める者のほか、意見等を聞くために必要があると認められる者を会議に出席させることができる。

### (事務局)

第10条 本会の事務を処理するため、長崎県福祉保健部薬務行政室及び長崎県赤十字血液センターに事務局を置く。

### (その他)

第11条 本要綱に定めるものの変更等については、世話人会において協議し定める。

2 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は世話人会において協議し、別に定める。

附 則 この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成22年 5月31日から施行する。